

分譲地購入手続きの流れ (分譲地購入申請要領)

福知山市が施行した戸田地区非農用地造成事業に係る分譲地購入希望者の申請は、下記のとおりとします。

記

1 分譲地申込

(1) 申込方法

分譲地の購入を希望する人は、分譲地購入申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添付して申請してください。なお、同一の区画に申込みがあった時は、先着順とします。

(2) 必要書類

①分譲地購入申請書 様式第2号

②本人確認書類（運転免許証などの顔写真が入っているもの）

※①は市ホームページよりダウンロードできます。

※共有名義で申し込む場合には、共有者全員の②が必要になります。

(3) 申込期間

下記の時間帯で随時募集しています。

（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(4) 申込先

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1

福知山市役所4階 産業部農林整備課 に持参又は郵送

※郵送の場合は、追跡が可能な形で御提出ください（簡易書留、レターパック等）

(5) その他

購入希望者は、現地に街区番号、地籍等を表示した立看板が設置してありますので、あらかじめ現地を確認した上で申込んでください。

なお、虚偽の申請をされた場合は、その申込みを無効とします。

2 分譲地申込者の条件

(1) 自ら居住する住宅を建築できる者

(2) 譲渡代金の支払いが可能である者

3 分譲地売却者に対する通知

申込内容を審査したうえで決定した分譲地売却者（買受人）に対しては、後日「分譲地売却決定通知書」を交付します。

4 土地売買契約締結

- (1) 買受人には、戸田地区非農用地造成事業 分譲地売却に関する要綱（以下、「要綱」という。）の規定により、分譲地売却決定通知を受けた日から 60 日以内に土地売買契約を締結していただきます。
- (2) 契約時には、必ず売買代金の 100 分の 10 以上の金額を「契約保証金」として市に納付してください。
- (4) 契約保証金は要綱第 20 条の規定に該当する場合は還付することができません。
- (5) 買受人は、契約締結の日から必ず 60 日以内に売買代金を納付してください。(60 日目が土・日曜日、祝日になる場合はその前日まで)

5 土地の引渡し

- (1) 市は、土地売買代金納付が完了次第、現地立会いの上、当該土地を現状のまま買受人に引き渡します。その際、買受人は土地の受領書を提出してください。
- (2) 買受人は本件土地の引渡しを受けた後、当該土地を使用することができます。
- (3) 引渡し完了後は、当該土地の管理責任は全て買受人に移転されます。

6 建築物

契約締結後は買受人の居住用住宅を建築していただくこととなります。

建築物には条件がありますので、「福知山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を必ず確認いただき、遵守してください。

7 所有権移転登記

売買代金が完納された後、市で所有権移転登記を行います。ただし、その際の登記に必要な登録免許税及びその他の経費は買受人の負担となります。

8 重要事項及び注意事項

- (1) 転居後は戸田自治会に加入していただく必要があります。
- (2) 現状以外の擁壁工事、地盤改良及び汚水マスの位置変更、上水道の引き込み等に係る工事費は、全て買受人の負担となります。

9 その他

この要領に定めのない事項については、要綱及び分譲地売買契約書の定めによるものとします。

問合せ先

〒620-8501

福知山市字内記 13 番地の 1

福知山市産業部農林整備課 計画係

TEL 0773-24-7041 / E-mail:nousei@city.fukuchiyama.lg.jp